

## 一関市社会教育関係団体の登録に関する規程

平成 17 年 9 月 20 日  
一関市教育委員会告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。）第 11 条及び第 13 条の規定に基づき同法第 10 条に規定する社会教育関係団体（以下「関係団体」という。）に対し専門的技術的指導又は助言及び物質的援助等を行うために必要な団体の目的及び、事業の内容を明らかにするための登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会教育事業)

第 2 条 この告示における社会教育事業とは、次のような技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をよくするために行われる学習、文化、スポーツ等の活動をいう。

- (1) 学習活動（講演・講習・研修・話し合いなどの形態によるもの）
- (2) 体育・レクリエーション活動（各種スポーツ・野外活動など）
- (3) 文化・芸術・芸能活動（園芸、手芸、写真・演劇・音楽・絵画など）
- (4) ボランティア活動（本の読み聞かせなど社会教育ボランティア活動）

(登録の要件)

第 3 条 関係団体の登録要件は、次のいずれにも該当することとする。

- (1) 主として社会教育事業を継続的に行うことを目的としている団体
- (2) 規約又は会則を有し、代表者、事業計画、予算等が明らかな団体
- (3) 営利を目的としない団体
- (4) 公（国や地方公共団体）の支配に属さず、会員相互の自発の意思と行動で運営されており、団体の経理等の処理が確実な団体
- (5) 特定の政党又は宗教を支持しない、又はこれらの団体から援助を受けない団体
- (6) 会員のうち一関市内に居住し、又は在勤若しくは在学しているものが 2 分の 1 を上回っていること。
- (7) 高校生以下によって組織される団体には、保護者による運営組織又は複数の成人による育成・指導者がいること。
- (8) 一般市民の加入が可能であること。

(関係団体の登録)

第 4 条 関係団体として登録しようとする団体は、社会教育関係団体登録票（様式第 1 号。以下「登録票」という。）を活動の拠点とする市民センターを経由して一関市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 関係団体は、登録票に記載した事項に変更があったときは、その都度、社会教育関係団体変更届（様式第 2 号）に必要書類を添えて当該市民センターに提出するものとする。

(登録の承認)

第 5 条 教育委員会は、登録票の提出を受けたときは、団体の目的、事業の内容及び方法並びに経費の状況を審査し、適当と認めるときは、社会教育関係団体登録承認書（様式第 3 号）を交付するものとする。

(登録の取消し等)

第6条 登録をした関係団体が第3条のいずれかの要件に該当しないと認められる場合においては、教育委員会は、その登録を取り消すことができる。

2 関係団体の代表者は、当該団体を解散したときは、社会教育関係団体解散届(様式第4号)を当該市民センターに提出するものとする。

(報告及び協議)

第7条 教育委員会及び市民センターは、登録をした関係団体に対し調査研究に必要な資料の提出を求め、又はこれらの関係団体の代表者と研究協議をすることができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年9月20日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の花泉町社会教育関係団体の登録に関する規程(昭和55年花泉町教育委員会教育長告示第1号)、千厩町社会教育関係団体の登録に関する規程(昭和40年千厩町教育委員会告示第76号)又は東山町社会教育関係団体の登録に関する規程(昭和53年東山町教育委員会告示第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の日までになされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

この告示は、令和3年2月1日から施行する。